

岐阜県学生ボランティア in 首都圏 登録及び活動規約

(趣旨)

第1条 この規約は、首都圏1都3県で岐阜県に関連して開催されるイベント(以下、「首都圏開催イベント」という。))に参加するボランティアの登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(主務)

第2条 岐阜県学生ボランティア in 首都圏(以下、「学生ボランティア」という。))に関する事務は、岐阜県東京事務所(以下、「東京事務所」という。)が行う。

2 東京事務所は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 学生ボランティアの募集、登録及び取消
- (2) 首都圏開催イベントへの学生ボランティアの配置
- (3) 学生ボランティアに関する相談

(対象事業)

第3条 学生ボランティアの登録対象とする首都圏開催イベントは、次に掲げるものとする。

- (1) 岐阜県が主催して実施する事業
- (2) 岐阜県が実施主体の構成員となって実施する事業
- (3) 岐阜県が共催として実施する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、東京事務所が特に必要と認める事業

(登録要件)

第4条 学生ボランティアとして登録を希望する者(以下、「登録希望者」という。)は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 岐阜県の伝統と文化に愛着と誇りをもち、その普及啓発活動に意欲のある者
- (2) 登録しようとする年度の4月1日現在で、大学または専門学校に在籍する者であること。なお、高校生が登録することを妨げるものではない。
- (3) 登録情報を東京事務所へ情報提供することに同意するものであること。

(登録の手続き)

第5条 登録希望者は、「岐阜県学生ボランティア in 首都圏 登録申込書」(様式第1号)又は、東京事務所が作成したオンライン申請(以下、総称して「登録申込書」という。))に必要な事項を入力することにより行う。

2 登録希望者は、申し込みの際、本規約に同意したものとし、これを遵守するものとする。

3 東京事務所は、提出された登録申込書の記載事項が第4条の登録要件を満たしているか確認し、学生ボランティアとして登録(以下、「登録者」という。)する。

(登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、東京事務所による取り消しの意思表示がなければ、卒業する

年度の3月末日までとする。

(登録者名簿の作成)

第7条 東京事務所は、啓発活動を促進するため「学生ボランティア登録者名簿」を作成し、管理するものとする。

(登録者の心得)

第8条 登録者は、啓発活動を行う場合、東京事務所等との連携に努めなければならない。

(情報発信)

第9条 東京事務所は、登録者に対して、活動に関する必要な情報を提供する。

2 東京事務所は、登録者の同意を得た上で、活動中に撮影した写真をホームページ、SNS等へ掲載するものとする。

(登録の変更、取り消し)

第10条 登録者は、登録申込書に記載した事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は「岐阜県学生ボランティア in 首都圏 登録内容変更申込書」(様式第2号)又は、東京事務所が作成したオンライン申請への入力により東京事務所に速やかに報告するものとする。

(登録の抹消)

第11条 東京事務所は、登録者が公序良俗に反する行為を行った場合、登録を抹消し、速やかに登録者に通知する。

(報酬)

第12条 登録者は、東京事務所に対して、活動の実施について報酬を請求することができない。

(事故と補償)

第13条 活動中の不測の事故等による登録者及び第三者に対する補償は、東京事務所が加入するボランティア保険の補償の範囲内とする。

附 則

1 この規約は、令和6年10月25日より施行する。